

令和6年5月23日
北九州市危機管理室
北九州市上下水道局
北九州市環境局
北九州市子ども家庭局

報道機関各位

梅雨から夏にかけてご注意ください！ (大雨・台風対策、熱中症対策)

これから本格的な梅雨時期～夏を迎えるにあたり、市民の皆さまへの注意喚起です。

大雨・台風による被害や熱中症事故などを未然に防ぐため、広く周知していただきますようお願いします。

記

<項目一覧>

- 1 梅雨・台風期の防災対策 【説明のみ】
- 2 昭和町雨水貯留管完成 【別紙1】
(5月25日(土)完成式典)
- 3 「改正気候変動適応法」への対応 【別紙2】
(熱中症特別警戒アラート、クーリングシェルター指定)
- 4 こどもの車内放置防止 【別紙3】
(子どもまんなかアクション第3弾)

<問い合わせ先>

- | | | | |
|---|--------------|------------------|----------|
| 1 | 危機管理室 危機管理課 | TEL 093-582-2110 | 担当：渡邊、原口 |
| 2 | 上下水道局 下水道整備課 | TEL 093-582-2482 | 担当：松藤、西村 |
| 3 | 環境局 環境監視課 | TEL 093-582-2290 | 担当：松岡、岡田 |
| 4 | 子ども家庭局 総務企画課 | TEL 093-582-2280 | 担当：村上、島田 |

報道機関各位

令和6年5月23日
北九州市上下水道局

豪雨からまちを守る『底力』

昭和町雨水貯留管完成!!

25mプール26杯分も雨水を貯められる!

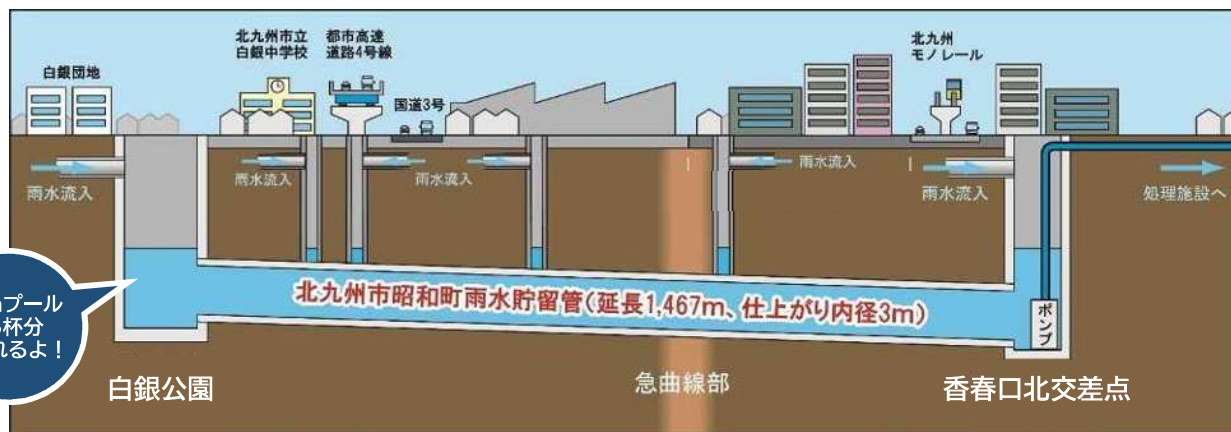
- 小倉都心部の豪雨対策として進めておりました「昭和町雨水貯留管整備事業」が、令和6年の梅雨を迎える前に完成しました。
- この雨水貯留管は、既設下水道管の排水能力を超えた雨水を一時的に9,500m³貯めることができ、豪雨時の浸水被害が軽減されます。

1 事業目的

平成25年7月、平成30年7月の豪雨により、小倉北区昭和町地区ほかでは、床上・床下浸水などが発生したことから、この浸水被害の軽減を図るために雨水貯留管を整備しました。

2 事業概要

- (1)整備内容 雨水貯留管(内径3,000mm L=1,467m(シールド工法) 貯留量 9,500 m³)、排水ポンプ、流入渠6箇所、維持管理人孔3箇所
- (2)事業期間 平成27年度～令和6年度(約10年間)
- (3)事業費 約60億円



3 完成記念式典 (5月17日記者発表済み)

日 時: 令和6年5月25日(土)10時～11時(受付:9時30分)

場 所: 白銀公園(小倉北区白銀二丁目6番)

内 容: 主催者挨拶、来賓挨拶、テープカット、デザインマンホール蓋お披露目、
デザイナーへの感謝状等授与

取材をお願いします!

【問い合わせ先】

上下水道局下水道整備課 担当: 松藤(課長)、西村(係長)
電話: 093-582-2482上下水道局のキャラクター
「スイッピー」

豪雨対策のPR動画を公開しています！

北九州市で行っている豪雨対策事業を市民の方にPRするため、動画を作成しました。動画はYouTubeチャンネルで公開中ですので、ぜひご覧ください。

▼YouTube チャンネル
「北九州市上下水道局下水道部」



▼YouTube チャンネル
「北九州市公式チャンネル」



下水道管をスケートボードで走ってみた

雨水貯留管（直径3m、延長約1.5km）の中を、スケートボード選手が滑走しました。丸い形状や長さを活かして、スピード感のある演技を披露しています。



大雨を謎の地下トンネルに追い詰めろ！

市民に迷惑をかける大雨を“悪役”、雨水貯留管を“ヒーロー”に見立て、ヒーローが悪役をバイクで追走して捕まえるストーリーで、雨水貯留管の役割を表現しています。



大雨から街を守る！昭和町雨水貯留管

昭和町雨水貯留管について解説するとともに、雨水貯留管の役割をドローンの映像やイラストを用いながらわかりやすく説明しています。



360度VR映像で体感！雨水貯留管

北九州市上下水道局のキャラクター“スイッピー”と一緒に、雨水貯留管内を冒険し、簡単なクイズで子どもが楽しめる動画となっています。



大雨への備え 北九州市の豪雨対策も紹介

浸水被害にあった方にインタビューをして市民の防災意識の向上に役立てています。また上下水道局や消防局の職員が市民に日頃から備えてもらいたいことを紹介しています。

昭和町 雨水貯留管

■ 豪雨からまちを守る底力

雨水貯留管

大雨

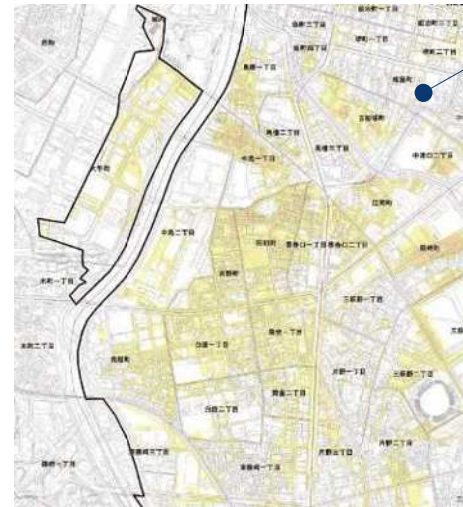
北九州市上下水道局

この表紙は、豪雨対策事業を市民の方にPRするため作成した動画の一部で、市民に迷惑をかける大雨を“悪役”雨水貯留管を“ヒーロー”に見立て、大雨を実際の雨水貯留管内にパイプで追い込む内容で雨水貯留管の役割を表現しています。詳細はQRコードへアクセス!!



豪雨への備え

● 事前確認



「北九州市防災 ガイドブック・ハザードマップ」は北九州市HPに掲載

内水浸水想定区域図

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/s01101096.html>



● ゴミの清掃



強い雨が降ると、浸水しやすい箇所があります。内水氾濫マップやハザードマップを用いて避難ルートや浸水しやすい箇所を確認しましょう。

雨水が流れるところに落ち葉等があると浸水の原因になります。日頃から清掃を心掛けましょう。

雨水タンク

Trend

家庭で取り組むことができる浸水対策

屋根等に降った雨を一時的に貯めて晴れた日にガーデニングや災害時などの水として有効に使えます。

各家庭に設置することで雨水貯留管のような効果を発揮します。

雨水タンクの購入金額の一部を助成します。(令和6年度時点)
詳しくは、北九州市上下水道局HPをご確認ください。



北九州市上下水道局HP

昭和町雨水貯留管 事業概要

事業名	昭和町雨水貯留管整備事業	内容	内径3000mm、延長1467m(シールド工法)、排水ポンプ、流入渠6箇所、維持管理人孔3箇所
事業箇所	北九州市小倉北区昭和町ほか	事業費	約60億円
事業期間	平成27年度～令和6年度	事業主体	北九州市上下水道局

貯留量 9,500m³

事業の経緯と目的

本市では、「安らぐまち」の実現のため、近年頻発化している、豪雨への対策を積極的に進めています。

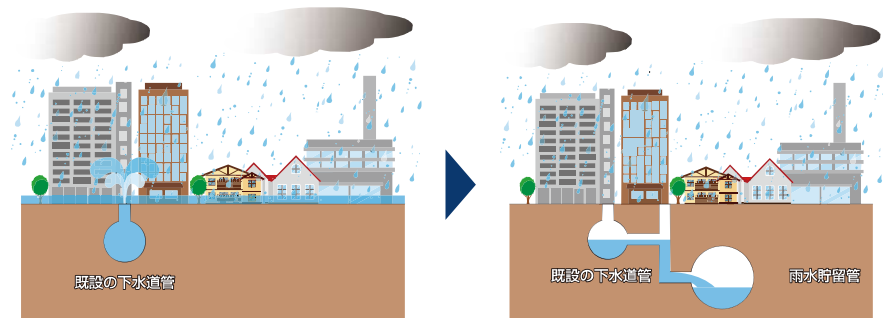
小倉北区昭和町地区では、平成25年、平成30年の豪雨において多くの浸水被害が発生しました。

その対策として、内径3m、延長約1.5km、貯留量9,500m³の貯留管を整備しました。



雨水貯留管の効果

既設の下水道管の能力を超える雨水を一時的に貯留管で貯めることによって浸水被害が軽減されます。貯まった雨水は、雨が弱まった時にポンプで排水し、排水した雨水は浄化センターへ流します。



工事の流れ



① 地下を掘る機械

昭和町雨水貯留管専用のシールドマシンという機械を使って地下を掘ります。



② 貯留管の組立

分割されたコンクリート曲板(セグメント)を機械で掘ったところまで運び、円形に組み立てながら管を作ります。



③ 工事中の管内

工事延長が長いので、セグメントや掘削した土砂を運ぶためのレールを管内に敷いています。



④ 雨水貯留管完成

完成した貯留管には、小学生が夢や希望などを描きました。土砂の清掃がしやすくなるよう管底に溝をつけています。

地域のシンボルへ

この貯留管は、地下15mにある構造物で、完成後は、市民の目にふれることがありません。そのため、記憶に残る広報を目的に完成前の貯留管で、見学会の開催やPR動画を制作しました。

また、マンホール蓋だけは、地上に設置されることから、貯留管のシンボルとして白銀中学校の生徒に蓋のデザインをしてもらいました。



白銀公園に設置したマンホール蓋



管内で撮影した豪雨対策のPR動画



小学生に向けた管内での出前授業



北九州市環境局 環境政策課

令和6年5月23日
北九州市環境局

報道機関各位

「改正気候変動適応法」への対応方針を取りまとめました！！

1 改正気候変動適応法の施行について

地球温暖化に伴う熱中症被害の拡大を受けて、昨年5月に、熱中症対策の強化策が盛り込まれた「改正気候変動適応法」が公布され、本年4月より施行されました。改正法では、“熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合”に発表される「熱中症特別警戒アラート」や、熱中症特別警戒アラートの対象日に暑さをしのぐ場所として市民に開放する施設である「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」の指定等の制度が新たに創設されました。

2 北九州市の対応方針について

(1) 熱中症特別警戒アラート発表時における市民への周知方法

熱中症特別警戒アラートが国から発表され次第、速やかに市の公式 SNS、d ボタン広報誌等の活用や報道機関を通じた周知を行うとともに、各局・区等の各課からそれぞれが所管する団体・施設等に個別に周知することで、庁内横断的な体制で、迅速かつきめ細やかに市民への情報発信を行います。

(2) クーリングシェルターの指定

熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、不要不急の外出を避け、エアコンの使用により涼しい環境で過ごすなど、暑さ対策に万全を期していただくことが必要ですが、一方で、そのような環境が整っていない方については、クーリングシェルターなどの施設を利用するよう、暑さから身を守る行動を促します。

クーリングシェルターについては、市民に馴染みが深く、適切な受入れスペースを有しつつ、各区に満遍なく設置されている施設であることから、「市民センター」と「市立図書館」をクーリングシェルターに指定し、熱中症特別警戒アラートの対象日に市民に開放します。

(3) 北九州市独自の取組

熱中症特別警戒アラートが発表されない場合においても、本市独自の取組として、八幡（本市内で唯一の暑さ指数情報提供地点）における、暑さ指数の予測値が35以上となる場合は、熱中症特別警戒アラートの発表時と同様に、「危険な暑さとなる」ことに関する市民への周知や、クーリングシェルターの開放を行います。

こうした取組を通じて、庁内一丸となって市民の熱中症被害の抑制に努めます。

<問い合わせ先>
環境局 環境監視課
電話 093-582-2290
担当 (課長) 松岡、(係長) 岡田

改正気候変動適応法の概要と本市の対応方針

1 改正気候変動適応法の概要

気候変動影響に伴う極端な高温時に熱中症による深刻な健康被害が生じることを防ぐための措置等を規定した改正気候変動適応法が令和5年5月に公布され、令和6年4月に施行されました。主な改正の概要は以下のとおりです。

(1) 「熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）」の新設と市民への周知

気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、過去に例のない危険な暑さとして国民に注意を促す「熱中症特別警戒アラート」が創設されました。国が発表し、都道府県を通じて市町村に通知され、市町村は住民等への伝達が義務化されます。（発表の対象は都道府県単位）

(2) 「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」指定制度の創設

適当な冷房設備を有する等の要件を満たす施設を市町村が「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」として指定できる制度です。施設を指定した場合には、熱中症特別警戒アラートの対象日に、予め公表した施設開放可能日時等の範囲内で、暑さをしのぐ場所として市民に開放することが義務化されます。

(3) 「熱中症対策普及団体」指定制度の創設

高齢者等の熱中症弱者に対する声かけや見守り等を通じた熱中症対策を促進するため、市町村が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を「熱中症対策普及団体」に指定できる制度です。

2 北九州市の対応方針

(1) 熱中症特別警戒アラート発表時における市民への周知について

熱中症特別警戒アラートは、翌日の暑さ指数（※1）の予測値が、都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点で「35」以上となる場合に、前日 14 時に環境省より都道府県単位で発表されます（※2）。北九州市では、熱中症特別警戒アラートの発表時には、環境局が国・県の窓口となり、市公式 SNS 等の情報発信ツールを活用した市民への周知を行うとともに、各局・区等の各課から、それぞれが所管する団体・施設等に個別に周知することとしており、庁内横断的な体制で、迅速かつきめ細やかに市民に周知・情報発信を行います。

※1 熱中症を予防することを目的として、①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の3つの情報を基に算出された指標で、気温とは異なります。

※2 福岡県には八幡を含む 12 地点の暑さ指数情報提供地点があり、直近 5 年間で暑さ指数 35 を一度でも記録したことがあるのは、12 地点中 5 地点のみです。また、これまでに日本全国で、熱中症特別警戒アラートの発表基準を満たした事例はありませ
ん。

なお、熱中症特別警戒アラート発表時の市民への周知時には、主に、以下のメッセージを発信します。

- 過去に例のない危険な暑さとなり、人の健康に重大な被害が生じる恐れがあります！
- 不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等の使用により涼しい環境で過ごして下さい。
- 高齢者、子ども等の熱中症にかかりやすい方の周囲の方は、声かけを実施するとともに、涼しい環境で過ごすことができているか、今一度確認してください。
- 涼しい環境で過ごすことができない方は、暑さから避難するために、指定暑熱避難施設（図書館、市民センター）等、エアコンが完備されている場所の利用を検討してください。
- 学校、施設、イベント等の管理者は、熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合、運動、外出、イベントの中止、延期、変更なども視野に適切な判断を行って下さい。
- こまめな休憩や水分補給・塩分補給を行うなど、普段以上の熱中症予防を心がけてください。

<参考> 福岡県内における暑さ指数の過去最高値（直近5年間）

地点	八幡	宗像	行橋	飯塚	前原	福岡
暑さ指数	33.8	34.3	34.7	33.4	34.5	33.9
発生年月日	2020/8/14	2023/7/27	2022/8/15	2019/7/31	2020/8/25	2020/8/15
地点	大宰府	添田	朝倉	久留米	黒木	大牟田
暑さ指数	34.7	34.7	33.8	34.7	33.2	33.6
発生年月日	2019/8/12	2019/8/12	2019/8/2	2019/8/2	2020/8/21	2020/8/21

過去に、暑さ指数 35（小数点以下四捨五入）を記録したことがあるのは 12 地点中 5 地点のみであり、熱中症特別警戒アラートは、同日に全ての地点で 35 以上となる場合に発表されます。



(2) クーリングシェルターの指定と開放について

熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、不要不急の外出を避け、エアコンの使用により涼しい環境で過ごすなど、暑さ対策に万全を期していただくことが必要ですが、一方で、そのような環境が整っていない方については、一時的に暑さをしのぐ場所として「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」を開放します。北九州市では、市民に馴染みが深く、適切な受入れスペースを有しつつ、各区に満遍なく設置されている施設であることから、「市民センター（全 136 施設）」と「市立図書館（全 14 施設）」の計 150 施設をクーリングシェルターに指定しました。熱中症特別警戒アラートの対象日には、これらの施設を開放し、市民の受け入れを行います。

(3) 本市独自の取組について

熱中症特別警戒アラートが発表されない場合においても、本市独自の取組として、八幡（本市内で唯一の暑さ指数情報提供地点）における、暑さ指数の予測値が 35 以上となる場合は、熱中症特別警戒アラートの発表時と同様に、「危険な暑さとなる」ことに関する市民への周知や、クーリングシェルターの開放を行います。

こうした法以上の対応を行うことで、市民の熱中症被害の抑制に努めます。

(4) 「北九州市熱中症対策普及啓発協力団体」登録制度の創設

市民の身近な場所で熱中症対策に取り組む団体を「北九州市熱中症対策普及啓発協力団体」として登録する制度を創設します。

(5) 北九州市熱中症対策推進連絡会議の設置

熱中症は、子どもから高齢者まで全ての市民にリスクがあり、市民生活の様々な場面に応じた対策が求められます。こうした状況を踏まえて、法改正を契機として、熱中症対策の関係部署からなる北九州市熱中症対策推進連絡会議（関係課長会議）を新たに設置しました。5/16（木）に第1回会議を開催し、法改正の概要や本市の対応方針、関係部署における熱中症対策の取組状況について、関係者間で情報共有や協議を行い、熱中症対策の推進に向けた機運を高めました。

関係部署間で緊密に連携し、庁内一丸となり、改正法に的確に対応していくことで、市民の熱中症被害の抑制に努めていきたいと考えています。